

## 県央広域都市計画圏域

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(群馬県決定)

県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。  
なお、県央広域都市計画圏域には、前橋都市計画区域、前橋勢多都市計画区域、高崎都市計画区域、榛名都市計画区域、箕郷都市計画区域、吉井都市計画区域、伊勢崎都市計画区域、赤堀都市計画区域、東都市計画区域、藤岡都市計画区域、鬼石都市計画区域、玉村都市計画区域、渋川都市計画区域、富岡都市計画区域、安中都市計画区域、榛東都市計画区域、吉岡都市計画区域、下仁田都市計画区域、甘楽都市計画区域が含まれる。

## 理由書

令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の結果を踏まえ、群馬県の都市づくりの現状と課題や都市づくりを取り巻く新たな潮流の観点に着目し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を改定するものである。